

○茨城県特定非営利活動促進法施行規則（平成10年茨城県規則第58号）

（趣旨）

第1条 この規則は、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2章の規定を施行するために必要な事項を定めるものとする。

（設立認証申請書）

第2条 条例第2条第1項の申請書は、設立認証申請書（様式第1号）によるものとする。

（設立登記完了届出書）

第3条 法第13条第2項の届出書は、設立登記完了届出書（様式第2号）によるものとする。

（役員の変更等の届出）

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書（様式第3号）により行うものとする。

（定款変更認証申請書）

第5条 条例第3条第1項の申請書は、定款変更認証申請書（様式第4号）によるものとする。

（定款変更届出書）

第6条 条例第4条の届出書は、定款変更届出書（様式第5号）によるものとする。

（解散認定申請書）

第7条 条例第8条の申請書は、解散認定申請書（様式第6号）によるものとする。

（解散届出書）

第8条 条例第9条第1項の届出書は、解散届出書（様式第7号）によるものとする。

（清算人就任届出書）

第9条 条例第9条第2項の届出書は、清算人就任届出書（様式第8号）によるものとする。

（残余財産譲渡認証申請書）

第10条 条例第10条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書（様式第9号）によるものとする。

（清算結了届出書）

第11条 条例第11条の届出書は、清算結了届出書（様式第10号）によるものとする。

（合併認証申請書）

第12条 条例第12条第1項の申請書は、合併認証申請書（様式第11号）によるものとする。

（合併登記完了届出書）

第13条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出書は、合併登記完了届出書（様式第12号）によるものとする。

（検査の際の身分証明書）

第14条 法第41条第3項の職員の身分を示す証明書は、様式第13号によるものとする。

付 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

付 則(平成 15 年規則第 57 号)
この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年規則第 116 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 18 年規則第 72 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年規則第 75 号)抄
この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。